

北海道科学大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）大学院学則第50条に規定する科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程の授業科目の履修を希望する者は、本学大学院学則第13条第1項の各号の一に該当するものとする。
- (2) 工学研究科及び保健医療学研究科博士後期課程の授業科目の履修を希望する者は、本学大学院学則第13条第2項の各号の一に該当するものとする。
- (3) 薬学研究科博士課程の授業科目の履修を希望する者は、本学大学院学則第13条第3項の各号の一に該当するものとする。

(出願期間及び入学時期)

第3条 出願期間は、年2回の所定の期間内とし、入学時期は、学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に本学大学院学則別表3に定める入学検定料を添えて所定の期間内に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定のもの）
- (2) 最終学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) その他本学大学院が必要とする書類

(入学選考)

第5条 科目等履修生の選考は、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、書類審査及び面接選考のうえ、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(入学手続)

第6条 合格者は、所定の期日までに本学大学院学則別表3に定める入学金及び授業料を納めなければならない。ただし、本学卒業生、本学大学院修了生及び前年度から継続の場合は、入学金を免除する。

2 入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(身分証明書の交付)

第7条 入学手続きを完了した者には、身分証明書を交付する。

(履修期間)

第8条 履修期間は年度内の半年あるいは1年限りとし、引き続き継続を希望する者は、あらためて所定の出願手続をとらなければならない。ただし、当該年度内における継続の場合は、入学検定料及び入学金の納付を免除する。

(単位修得証明書及び成績証明書の交付)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修し修得した単位については、願い出により単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

(その他)

第10条 外国人が科目等履修生として入学を願い出た者があるときは、出願手続、入学選考方法及び入学手続について、本学大学院外国人留学生規程の定めるところによる。

第11条 本学大学院の特別研究生が特別の事由があり、科目等履修生として授業科目の履修を希望する場合は、本規程による手続を経なければならない。ただし、入学検定料及び入学金の納付を免除する。

第12条 科目等履修生について、この規程に定めるもののほか本学大学院学則及び諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
この規程の施行により、「北海道工業大学大学院特別聴講生規程」は廃止する。
- 1 この規程の改正は、平成7年9月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

本学大学院学則別表3

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学の卒業生及び修了生は免除する。
授 業 料	1単位10,000円	